

江東西あおいろ会報

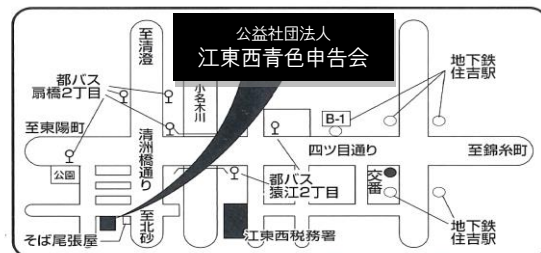
公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号

TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876

<https://nishiaoiro.jp/>



年末調整個別相談会ご案内

令和 3 年 1 月 20 日までにご予約のうえ、ご来会ください。

今年も年末調整の時期です。今年の1月1日から12月31日までの間に支払うべき青色専従者給与・従業員給与の額が確定したら、年末調整の計算が必要です。

年末調整とは、給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額、控除となる金額をそれぞれ計算して年税額を求め、所得税徴収高計算書(納付書)により税務署または金融機関で納付します。最終ページの年末調整のしかた～昨年と比べて変わった点～をご確認ください。

また、納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書(納付書)は、必要事項を記入して税務署に提出する必要があります。納付税額がない場合、金融機関では取り扱いませんので、税務署へ送付または提出してください。青色申告会でもお預かりしております。

青色申告会では、年末調整相談会を開催しております。今まで年末調整の相談につきましては、来会された方から順番にご案内しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当会では感染防止対策を徹底しているため、**ご来会の際は必ず予約が必要となります**。会員の皆様にはご不便をお掛け致しますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、この相談会は従業員又は専従者がいない場合は参加する必要はありません。

必要書類 ☒ チェックリスト

- ☐ 個人別の源泉徴収簿(1～12月の各個人の給与支払額・源泉徴収額・氏名・住所・生年月日)
- ☐ 事業主及び従業員(専従者を含む)、扶養家族の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ☐ 年の途中で就職した方がいる場合、前職の源泉徴収票
- ☐ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ☐ 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ☐ 給与所得者の保険料控除申告書(社会保険料・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済など)
- ☐ 住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける場合は、住宅借入金等特別控除申告書(残高証明書)
- ☐ 本年1月から6月までに納めた納付書の控え
- ☐ 税務署より送付された納付書
- ☐ 認印

おめでとうございます

令和2年度納税表彰式及び税務功勞表彰式が行われ、永年にわたり会の組織活動を通じて税務行政の推進に貢献したことが認められ、次の皆様が表彰されました。おめでとうございます。

江東西税務署

署長表彰状

小松崎昭雄様

羽入田久男様

署長感謝状

相川 芳文様

渡辺 弘 様

(公社)江東西青色申告会

会長表彰

大塚あいさ様

会長感謝状

柳川キヨノ様

小南 拓治様

大野 功 様

東京都税務功勞者

東京都知事表彰

大村 彰男様

東京都江東都税事務所税務功勞者

所長感謝状

伊藤 晃子様



各会議・行事のご報告

11月

- 4 (水) 6会青色コーナー事前協議会
- 4 (水) 4B合同協議会
- 5 (木) 青色コーナー指導者育成研修会
- 6 (金) 東青連理事会
- 11 (水) 全女性部秋季リーダー研修会・意見交換会
- 12 (木) 都税事務所 所長感謝状贈呈式
- 17 (火) 署長講演会
- 18 (水) 青色コーナー協議会
- 20 (金) 納税表彰式
- 24 (火) 三役会

これからの予定

12月

- 16 (水) 東青連理事会
- 16 (水) 理事会

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、変更する場合もございますので、予めご了承ください。

事務局からのお知らせ

「コナミスポーツクラブ」 新規会員登録キャンペーン



月会費プランおよび都度利用プランへのご入会で会員登録手数料が無料、更に新規入会当日に限り、施設利用料が無料となります。

期間：11月1日～令和3年1月最終営業日
詳しくは事務局までご連絡ください。

「事務局」について

左記日時は、事務局をお休みさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、予めご了承ください。

◆ 12月28日(月)～新年1月5日(火) 冬期休暇

「会費」について

12月7日にご指定の口座より振替ができなかった方は1月6日に再振替させていただきます。

「決算申告相談会予約申込」

11月末の事前予約申込期限を過ぎましたが、まだ予約がお済でない方は、早急にHP登録・FAX・郵送にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

今後、確定申告期間中のお電話による予約は廃止させていただきますので、予めご了承ください。

重要!

確定申告相談の 注意点

○複式簿記で記帳されている方へ

会計ソフトを使用されている方、複式簿記での記帳をされている方は、必ず確定申告予約期間中に「予約の上」来会ください。3/12(金)・14(日)・15(月)の3日間は、会計ソフトを利用されている方、複式簿記で記帳されている方はお受けできません。

予約期間中に「来会いただけないと、電子申告(税理士による代理送信)を行うことができません。(つまり、最高65万円の青色申告特別控除を受けられませんので、予めご了承ください。)

○申告期のPC持ち込みについてのお願い

青色申告会は、確定申告の受付を予約制にて行っておりますが、近年、会計ソフトの入力が不完全の状態で来会され、予約時間内に完了できない方が増加しています。スムーズに相談会をご利用いただくため、また、接触による感染症拡大防止も踏まえ、決算申告来会時のパソコン持ち込みを原則禁止とさせていただきます。ツカエル青色申告・やよいの青色申告・ブルーリターンをお使いの方はUSBなどの記録媒体にデータを保存し、「持参ください」。その他の会計ソフトやクラウド版をお使いの方は今まで通り、決算書を印刷してお持ちくださいますようお願い申し上げます。

会員必携が出来上がりました

この一冊に個人事業者にかかわる税の基本的な内容を集約しており、毎年の税制改正についても把握することが出来ます。確定申告等にぜひ活用ください。300円で販売しております。

ご希望の方は事務局までお申込みください。

令和2年版の主な掲載内容

◆特集 令和2年分の確定申告にあたって ■令和2

年分から適用される主な税制改正項目 ■新型コロナウィルス感染症に係る給付金等の税務上の取り扱い ■所得税等の申告書B(下書き用)

◆青色申告制度 ■青色申告と特典 ■青色申告を始めるには ■記帳と帳簿書類等の保存 ■青色申告者の

記帳のきほん ■会計ソフトによる記帳のメリット

◆損益計算と決算 ■損益計算のきほん ■事業所得の損益計算 ■不動産所得の損益計算

◆所得税 ■所得税のあらまし ■所得金額の計算 ■所得から差し引かれる金額の計算 ■所得税額の計算 ■申告納税額の計算 ■確定申告と納税

◆消費税 ■消費税の基本的なしくみ ■税区分の把握 ■帳簿と請求書等の作成 ■消費税額等の基本的な計算手順 ■軽減税率導入にともなう中小事業者の税額計算の特例 ■申告と納税

◆相続税・贈与税 ■相続税のあらまし ■贈与税のあらまし

◆地方税 ◆巻末資料 ■勘定科目一覧表兼消費税の税区分表 ■減価償却資産の償却率表 ■耐用年数表

青色共済給付状況報告

給付状況をお知らせします。

令和2年10月1日

～令和2年10月31日

・入院見舞金：4件

・弔慰金：0件

青色共済にご加入の方へ

入院見舞金などの請求漏れや契約内容(住所や受取人など)の

変更はございませんか？



団体割引を適用した各種保険
など詳しくは事務局まで！

東京青色傷害保険

月額1,000円で、仕事中・災害でのケガや熱中症リスクも補償！

通院・入院・手術保険金など幅広い保障！団体割引30%適用。

事業主が専従者・従業員を加入させた掛金は福利厚生費となります！

昭和4年5月2日～

平成18年5月1日生まれ

が対象者です。

年末調整のしかた～昨年と比べて変わった点～

★給与所得控除に関する改正

★基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

①基礎控除の改正

基礎控除額が改正され、合計所得金額が 2,500 万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

②子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が 850 万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

③「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記①及び②の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

④源泉徴収簿の様式変更

源泉徴収簿に「所得金額調整控除額」欄、「給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)」欄及び「基礎控除額」欄が追加され、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄が「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額」欄に改められました。

★各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の場合に、合計所得金額要件がそれぞれ 10 万円引き上げられました。

★ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

①未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 35 万円を控除することとされました。

イ その人と生計を一にする子を有すること。

ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。

ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

②寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

イ 扶養親族を有する寡婦について、上記①ロの要件が追加されました。

ロ 上記①ハの要件が追加されました。

詳しくは、「令和 2 年分年末調整のしかた」又は国税庁HPをご覧ください。